

地域相談窓口運営事業に関する仕様書

1 実施目的

姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）に規定する障害者相談支援事業を実施すること。

2 委託業務内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談、福祉サービス利用支援等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のための必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 会議、研修会の実施補助、出席等
 - ア 自立支援協議会への出席
 - イ 担当者連絡会への出席
 - ウ 研修会等の補助
 - エ 姫路市が指定する事業への参加
- (8) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画
市町村が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有及び連携など
- (9) アウトリーチによる相談対応（「ひめりんく」1カ所）
公募により選定された1カ所の「ひめりんく」が姫路市全域の来所困難な方の居宅や関係機関等を積極的に訪問する。原則、アウトリーチによる支援後も引き続き相談支援を提供する。

3 実施場所

相談支援事業所等市に申し出た場所において実施するものとする。

4 履行期間及び履行日

- (1) 履行期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間とする。履行日は、履行期間のうち、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、12月29日から31日及び姫路市が指定する日を除く。

なお、契約は単年度で、毎年度姫路市議会の予算議決が必要となる。今後の委託期間については、以下のとおり。

※初年度（令和8年度）は、事前開設・準備期間を1か月設けることとする。契約は令和8年9月1日からであるが、契約金額は実際の窓口を開設する令和8年10月1日から令和9年3月31日までの半年間とする。

※委託期間中、地域相談窓口の運営状況等を毎年度確認し、問題があった場合は、契約を更新しない場合もある。

<参考：委託期間の考え方>

委託期間	R8. 9～R9. 3 (事前開設 1 か月 + 6 か月)	R9. 4～R10. 3 (1 年)	R10. 4～R11. 3 (1 年)	R11. 4～R11. 9 (6 か月)	R11. 10～R14. 9 (3 年)
ひめりんく					

- (2) 開所時間は原則として午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、あらかじめ姫路市と受託法人で協議して変更できるものとする。
- (3) 委託業務の実施場所において、行事等により、業務の履行日を変更する必要がある場合は、あらかじめ姫路市と受託法人で協議して変更できるものとする。

5 実施体制

事業の実施にあたり、相談支援専門員を委託業務に従事させるものとする。

6 業務の履行

受託法人は、委託業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委託の趣旨に従い、自己の責任において業務を完遂すること。
- (2) 受託法人が業務に支障を来し、委託業務を臨時に変更する場合において、姫路市が必要と認めるときは、直ちにその代替案を姫路市に通知し、委託業務の遂行に万全を期すこと。
- (3) 委託業務の履行状況を姫路市に定期的に報告すること。

7 地域相談窓口運営の財源

令和 8 年度の委託料は下記のとおりである。なお、令和 9 年度以降の委託料は、年度毎に見直しを行うものとする。

毎年、委託料を 4 期に分け、第 1 期分 (4 月～6 月) を 4 月末、第 2 期分 (7 月～9 月) を 7 月末、第 3 期分 (10 月～12 月) を 10 月末、第 4 期分 (1 月～3 月) を 1 月末に概算払いし、4 期ごとに精算する。なお、訪問相談にかかる委託料は 4 月末に全額を支払い、事業完了後に精算する。

【令和 8 年度の 1 か所あたり年間委託料 (税込)】

○窓口相談：各「ひめりんく」窓口での相談対応

項目	金額	備考
人件費	6,270,000 円	職員 1 人分
経験者加算	330,000 円	主担当の職員が相談支援従事者現任研修を修了した者 (修了した旨の証明書の交付を受けてから 5 年度を経過しない者に限る) に対する加算 (要件に該当しなくなった場合は、減額精算)
基本事務費	330,000 円	電話・インターネット代、燃料費、消耗品費

別紙 1

初年度加算	200,000 円	新規に「ひめりんく」を開設するために要する費用。開設初年度のみ算定
家島訪問加算	55,000 円	家島を訪問する際の旅費等。家島を担当する南東部ブロックのみ算定

※上記の初年度加算以外の金額は年額であるため、令和 8 年度（令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月）の契約額は半額

○訪問相談：アウトリーチによる相談対応

項目	金額	備考
人件費等	6,270,000 円	窓口相談の主担当以外の職員 1 人分。市が訪問最低件数を設定し、最低件数に満たない場合は、訪問件数に応じた減額精算（下記参照）
経験者加算	300,000 円	訪問担当の職員が相談支援従事者現任研修を修了した者（修了した旨の証明書の交付を受けてから 5 年度を経過しない者に限る）に対する加算（要件に該当しなくなった場合は、減額精算）

※上記の金額は年額であるため、令和 8 年度（令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月）の契約額は半額

<訪問最低件数及び減算率>

- ・ 訪問最低件数 360 件

※令和 8 年度（令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月）は 180 件

- ・ 訪問達成率及び減算率

訪問達成率	減算率
100%以上	0%（減算なし）
90～99%	5%
80～89%	10%
70～79%	20%
60～69%	30%
50～59%	40%
30～49%	50%
10～29%	80%
1～9%	90%
0%	100%

※訪問達成率が 0% の場合、経験者加算は支給しない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、必ず姫路市と協議すること。